

「女房」考

安藤重和

平安時代に於ける「女房」について一体どのように理解すべきであろうか、諸先学の御説を踏まえつつ考察を試みたく思う。加納重文氏は「平安中期の女房と女官」について、

律令制下の上級後宮職員（尚・典・掌）は当代では「女房」と呼ばれ、下級後宮職員（女孀）であつたものは「女官」と呼ばれている。（略）当代の宮仕女性を二分する「女房」集団と「女官」集団との関係はどのようなものであるか。結論を言うなら、両者は、多少の質的な違いもあるけれど、一言で言つて階級としての上下の関係にあると言つてよい。¹⁾と主張している。このように女房と狭義の女官を「階級としての上下の関係」で識別する見解は、大枠としてこの後受け容れられ、増田繁夫氏も次の如く述べている。

平安中期においては、内裏や中宮に仕える侍女で、原則として「女房」と呼ばれる人々の範囲は、ほぼ乳母・典侍・

掌侍・命婦（四位五位の位階の人）・女藏人以上の地位にあるひとびとであり、それ以下は「女官」として区別されていた。²⁾

加納氏も、「平安中期の女房・女官」において、川井由美氏が「女房と女官の関係について」「女房」は明らかに「女官」の上位にある³⁾など指摘し、自分の「見解と同趣旨」の結論に達していることに言及しつつ、「女房と女官の関係については――安藤注）これ以上の議論の必要はないであろう」と述べている。⁴⁾このように「女房」を身分高い侍女の意に限定して捉えようとする考えは、実は、加納氏が最初であつたわけではない。例えば、和田英松氏著『修訂官職要解』第四平安時代「後宮」条に、

前に述べた御匣殿、尚侍以下、命婦、女藏人などを総称して、女房というたのである。（略）宮仕への女房は、前にいうた如く、品位の上等なものばかりで（略）なほ女房の事は、くはしく、禁秘抄、女房官品、女官志、光臺一覽な

どに見えてあるから、本書についてるがよろしい。⁵⁾
とある。加納氏の説の根幹のひとつの「女房」に関する見解は、
斯道の權威たる和田英松氏の説によって下支えされていたと言
える。大枠においては、和田英松・加納重文・増田繁夫・川井
由美などの諸氏の説がほぼ一致しているのだから、加納氏の主
張する「女房」と「女官」の相違点の大枠に関しては、「これ
以上の議論の必要はない」と誰しもが思うのであろう。

二

だが、和田英松氏の推薦する『女房官品』の「禁裏」の項で
は、「内侍のかみ・内侍のすけ・内侍のせう・上臈のつばね
一位二位のつばね・うねめ 女官・とじ 女じゆ」がそれぞれ
解説付きで列挙された後、「大形（おほかた―安藤注）内裏の
女房の次第かくのごとし」と結ばれているのである。地位の低
い「うねめ 女官・とじ 女じゆ」までも「女房」の一員とさ
れている点に注目される（「とじ」は「執柄家」の項でも「女
房」に含められている）。無論、この「女官」の語は身分の低
い女官を限定的に指し示す「狭義の女官」の意で用いられてい
る。つまり、『女房官品』は「狭義の女官」も「女房」に含め
ている。和田英松氏はこれらの点と自説との関係について特に
説明はしていないようであるが、ここで指摘した『女房官品』
の見解は、女房と女官（狭義）の相違を「階級としての上下の

関係」であると主張する加納説と真つ向から対立する。

三

史料によって、この点を検討しよう。

御堂関白記長和元年四月二七日条

候内女房見參。賜物。乳母等 女装束、命婦 綾掛・袴
藏人 綾掛、合廿五人、得選 白掛一重、長女・御廁人・
負仕（刀自力）等 疋見（絹、給）（略）

この夜「亥時」に行われた中宮妍子の内裏参入に関わる記事で
あるが、増田繁夫氏はこの記事を引き、

「御送之女房」と呼ばれているのは、乳母等・命婦・藏人
までの廿五人で、得選・長女・御廁人・刀自はここでいう
「女房」には含まれていない。⁴⁾

と主張する（「御送之女房」という文言は当該部に見いだし得
ないので、恐らく「内に候ふ女房」の誤りであろう）。なるほ
ど、乳母等・命婦・藏人までの部分のみで人数が「合はせて廿
五人」と示され、得選・長女・御廁人・刀自という身分の低い
侍女達は人数計算の対象になっていない。しかし、だからと言
って、得選・長女・御廁人・刀自は「女房」には含まれていな
い、と言い得るのであるうか。乳母等・命婦・藏人のみでなく
得選・長女・御廁人・刀自についても、賜った「物」は記録さ
れている。彼女達が物を賜った理由は中宮妍子の許に「見参」

したからであろう。ここで、「見参」して「物を賜った」人々は「内に候ふ女房」とのみ示され「女官」などの語は見あたらない。ならば、ここに列挙されている「乳母等」から「刀自」に至るまでの全てが「内に候ふ女房」であると考えざるべきであろう。では、全て女房であるのに何故「乳母等・命婦・藏人」を「得選・長女・御廁人・刀自」の部分と区別して人数計算したのか。それは、栄花物語の「ひかげのかづら」の巻に「年来の女房達、上中下の程などのわきがたう思ひ思ひなりつる程」とある如く、「女房」の中に「上中下の程（身分—安藤注）」があったからである。藤原道長はここで女藏人以上の身分の者のみを人数計算しているが、そのように、女藏人以上の身分の者をそれ以下の身分の者と差を付けて扱う例は珍しくはない。

貞信公記天慶二年三月十日条

尚侍（藤原實子）女官饗。掌侍以下藏人以上在飛香、自舍（「余」の誤り—安藤注）在縫殿高殿。

増田繁夫氏が「女官」のうち、掌侍から女藏人までの身分の上級者とそれ以下の下級者とが大きく差別されて、饗を受ける場所も違っている」と指摘する事例であるが、女藏人以上を上級者とするこのような差別意識は道長の中にも受け継がれている。先程引用した御堂関白記長和元年四月二十七日条の二ヶ月半ほど前に遡りたい。

御堂関白記長和元年二月十四日条

（略）又参乳母典侍・小宣旨 女装束 加織物掛・絹十疋、

常（掌）侍・乳母子 織物掛・袴・絹七疋、命婦 綾掛・袴 加絹六疋、藏人 綾掛・袴・絹四疋、采女・博士并女官等 或掛・袴、絹二疋、一疋、随差々給之。（略）

女御藤原妍子の立后に伴う賜祿の記事であるが、女藏人以上は個別に祿の内容が記されているのに対し、采女以下は大雑把に一括記述されてしまっている。道長が女藏人以上とそれ以下とを差別している例である。御堂関白記長和元年四月二十七日条で女藏人以上のみを人数計算の対象としているのは、この種の差別意識が「女房」集団の内部に向けられている結果であって、決して「女房」と「女官」を対置する意識が働いた訳ではない。換言すれば、道長は「女房」を「乳母等・命婦・藏人」という上層と「得選・長女・御廁人・刀自」という下層に二分し差別して把握していたと言える。

御堂関白記寛弘七年二月二十六日条

女方送物。御宣旨乳母 女装束・織物掛・打掛・篋・袋・絹十五疋、右衛門不加打掛、冷泉院宣旨 同之・絹十疋、進命婦 絹八疋、自余女方六疋、博士 三疋、采女・得選二疋、自余女方等 正見（絹）。

尚侍藤原妍子が東宮居貞親王と婚儀を挙げ、この日「東宮渡尚侍方給」ことがあって、道長が「女方（女房）」に「物」を「送」ったその内訳であるが、加納氏は

表記にはやや不審があり、賜祿の内容から見て、後の「女方」（自余女方等 正見（絹）の部分—安藤注）は「女

「官」の誤りと推測できる。⁽⁴⁾

と述べている。「自余女房」という語が二回繰り返されているのが「不審」とされているのであろうが、誤字説に頼ることは控えたい。宮仕え女性を列挙してその後「自余女房」と述べるパターンが繰り返されていることに注意しよう。「自余」という語は範囲を設定した上で、明示した部分の残余を指す言葉である。ここで「自余」という表現が繰り返されているのは、範囲が二つ設定されていることを示すものであろう。すなわち、一つは「御官旨・乳母、右衛門、冷泉院官旨、進命婦」及び「自余女房」で構成される範囲であり、もう一つは「博士、采女・得選」及び「自余女房等」で構成される範囲である。前者は身分の高い宮仕え女性で構成され、後者は身分の低い宮仕え女性で構成されているが、それぞれに「自余女房」という表現が用いられているから、共に「女房」と位置づけられていることが知られる。これはこの冒頭部に「女房送物（女房に物を送る）」とある部分と整合している。だが、子細に見ると、「女房送物」の「女房」は女房全般を示し、次の「自余女房」とある「女房」は身分の高い女房達を限定して示す狭義の女房であり、最後に「自余女房等」とある「女房」は身分の低い女房達を限定して示す狭義の女房である。道長は、子細には三種類（女房全体・身分の高い女房・身分の低い女房）に分かれる概念を、表現としては「女房」の一種類で済ませてしまおうのであり、論立の際には注意を要する。また、この例からも、道長が、身分

の高い女房達と身分の低い女房達を、それぞれ範囲を異にした「女房」として、把握していることが知られたと思う。「身分の高い女房達」の対立概念は「身分の低い女房達」であって、「身分低き（狭義の）女官」ではないように思う。次の資料を見よう。

眠江入楚 第二九 行幸

女官なども 私有、女官に、二の心有。女官と云は、内侍命婦藏人ごとき女の官を云。是をば、によくわんとなり。女の字をひかず、女房の官の總名に云なり。また、によくわんと云あり。是は下臈女なり。今世に、末の物とて、御膳など取あつかふ者なり。此中を選て、得選と云なり。臺所の女官、御湯殿の女官あり。此時は、女の字をよようと引なり。

ここで、女性官人を身分的に区分する語として「によくわん」と対置されているのは「女房」ではなく「によくわん」であることに注意したい。

御堂関白記寛弘七年閏二月六日条

殿上・女房等送院飯。諸陣所々賜屯物。各有差。上女房賜祿。三位二人 女装束 加織物并打掛等 有宮裏、御乳母 典侍 女装束・織物掛 有裏、典侍 加綾掛 有果（裏）、常（掌）侍 綾掛（掛）袴、命婦 白掛一重・袴、藏人掛一重、得選三人・番采女 絹二疋、長女・御刀自等 正見（絹）。随申小々給之。

敦良親王百日儀に関わる記事であるが、加納氏は「得選三人・番采女絹二疋、長女・御刀自等正見（絹）、随申小々給之」では、明らかに女官のうちである長女・刀自と（「上の女方向」とを〔安藤注〕区別しない記述に疑問が残る」と主張する。しかし、この記事を素直に読む限り、「明らかに（狭義の）安藤注）女官のうちである長女・刀自」も「上の女方向」に含められていると解する他あるまい。次の史料を見よう。

權記長保元年七月二日条
早朝参内。以交易絹支配女房。三位六匹、民部・大輔・衛門・宮内各五匹（以上御乳母四人）、進・兵衛・右近・源掌侍・靱負掌侍・前掌侍・馬・左京・侍従・右京・駿河・武藏・左衛門・左近・少納言・少輔・内膳・今十九人各四匹、中務・右近各三匹、女史命婦一匹、得選二人各二匹、上刀自一人一匹。

交易絹を支配（分配）された「女房」を藤原行成が列挙しているのであるが、上は「三位」から下は狭義の「女官」たる「命婦」「得選」「上刀自」までを一括して「女房」として扱っている。

「女房」を身分の高い宮仕え女性に限定する論は再考すべきであろう。また、「女房」と「女官（狭義）」は対立しない概念と思われる。女房官品の見解を採用すべきである。

四

加納氏は、「女房と女官〔紫式部の身分〕」で

「女房」の呼称は「女衆」「婦人方」の意から上級侍女の意に変質している。

と述べ、「女房」とは本来（「女衆」「婦人方」の意の）をんながた（女方向）が原義であったという説を試案として提示しているが、不審に思う。次の記事に注目したい。

九曆逸文天曆四年七月二四日条

（師輔本家調食す）本家設四尺臺盤三脚・八尺一脚。給四尺二脚於臺盤所、給四尺一脚・八尺一脚於殿上侍。又給朱漆器於両所（垵二十口・大盤三十枚・小盤十枚給男方、垵十口・大盤二十枚・小盤十枚給女房）

ここで、「臺盤所」と「殿上侍」を受けて「両所」と言い、その「両所」の内訳としてつまり人間でなく場所として、「男方（房）」と「女房」が注記されている。「男方（房）」「女房」という対比的な表現にまず注意されるが、それと同時に、この「女房」は人間ではなく場所「臺盤所」を指していること、「男方（房）」は「殿上侍」即ち清涼殿の殿上間を指していることが文脈を遡ればわかる。「調食」の際、「臺盤」と「朱漆器」はセットで用いられるので、別々の場所に運ばれることはないことに注意すれば良い。「女房」とは、侍女の「局（居室）」の如き狭い場所であり得ないことは、「調食」の際「垵十口・大盤

二十枚・小盤十枚」という多量の支給がなされていることでも知られよう。

小右記正暦四年十一月十二日条

参内。陣頭無公卿。或云「右大臣・内大臣及以下参上殿上。依陣物忌」云々。余参殿上。右府被候殿上。相談云「内大臣及他納言達参入。而無人陣頭。依所参上也」。内府及近習公卿等自女房出来。他公卿又参。右大臣以下相率、經南殿向議所。(略)

藤原実資と「右府」が「殿上」で話をしていると、そこへ「内府及近習公卿等」が「女房」より出て来て「殿上」にいる「右大臣」らと合流している。この「女房」も人間ではなく場所を示すことが知られる。また、「女房」の中にある「内府及近習公卿等」が「殿上」にいる実資らの気配を察知して出て来たようなので、この「女房」は「殿上」からほど近い場所にあつたものと思われる。「内府及近習公卿等」がぞろぞろと「女房」から姿を現しているところをみると、この「女房」も大部屋と考えられ、侍女の「局(居室)」の如き狭い場所ではあり得ない。この「女房」は、清涼殿の「台盤所」と考えて良い。

小右記寛仁三年正月七日条

参内。(略) 此間陣頭無人。依按察大納言(齊信) 相共参上殿上。撰政出自大盤所被候殿上(略)

藤原実資が「按察大納言(齊信)」と「殿上」へ行ったなら「撰政」が「大(台)盤所」から「殿上」へ出て来たというので、

小右記正暦四年十一月十二日条とよく似た状況である。公卿が清涼殿で他の公卿等を待つ間、そこで時間を潰すことが行われたようである。

天徳四年三月三十日内裏歌合の記録を見ると、帝が使用された椅子を、「殿上日記」は「大(台)番所ノ御椅子」と記すが、「御記」は「女房侍(にようばうざむらひ)ノ椅子」と記す。また、其れが置かれた「御座」の場所を「御記」は「女房又相分候清涼殿西庇簾中。同庇第五間立椅子」と記し、「假名日記丙」は、「御座(おまし)を女房方(がた)によそはせ給ふ」と記す。「清涼殿西庇」の「第五間」は台盤所の一角であるが、「女房方(がた)」と記されている。

台盤所は「女房」「女房侍(にようばうざむらひ)」「女房方(がた)」などと多様に呼ばれていることが知られる。

既に、加納重文氏が、

中古の作品では、女房の居室は「局」「曹司」などと呼ばれていて、「僧房」(さかのに侍りけるほうしの房に)へ遍昭集(一)といったものならともかく、宮廷・貴族の家の居室を「房」と呼んだ実際の事例の所見(於其上、自後房、属高座(へ内裏式)があまりない。)

と指摘していることが思い合わされるが、それらは次の史料でも確認できる。

小右記寛仁三年正月三十日条「女房等曹司」

小右記治安三年十一月七日条

後涼殿女房曹局（主人罷出無人）・・・在彼曹局女二人

小右記長元二年二月二六日条 「内女房曹司」

結局、「女房」とは「女房の居室」の意味ではなかったのだ。

五

小右記天元五年三月十一日条

（藤原遵子立后、中宮職司を定む）大進輔成朝臣奉令旨、

男女房簡今夜始書（略）

小右記天元五年三月二三日条

（中宮廳事始侍所・女房簡今日始之、女房日給女史奉之。

十一日条に「男女房」とあるのは「男房」「女房」を一括表現したものである。この「男女房簡」に相当する部分が二三日条では「侍所・女房簡」となっており、「男房」の部分が「侍所」という表現に変わっている。「男房」が何故「侍所」と表現され得るのか。

天徳四年三月三十日内裏歌合の記録を再び見ると、「御記」で「左方、經侍所前、自南方、獻和歌洲演」とある部分が、「殿上日記」では「左方、從殿上侍（てんじやうざむらひ）方、参上」とある。結局、宮中に於いて、「男房」は「殿上侍（てんじやうざむらひ）」とも呼ばれ（九曆逸文天曆四年七月二四日条、前述）、「殿上侍（てんじやうざむらひ）」は「侍所」とも呼ばれて居たが故に、藤原実資はこの関係を中宮廳に関わ

る記述にも及ぼして、「男房」を「侍所」と言い換えたものと思われるのである。

中宮廳の「男房」「女房」それぞれの「簡」が十一日に書かれ、その「簡」が二三日から使われ始めたことがわかるが、「女房日給女史奉之」の部分と併せ読めば、この「簡」とは「殿上の簡」と同種のもので勤務に関わるものであることがわかる。宮中に習って中宮廳の内部にも「男房」「女房」が置かれたものと思われるが、「簡」の語によって、「女房」が居室ではなく宮仕え女性などの勤務詰め所であることが知られる。清涼殿の台盤所の如き宮仕え女性の勤務詰め所を意味したのである。

六

紫式部日記寛弘五年「五節も過ぎて」の条

高松の小君達さへ、こたみ入らせたまひし夜よりは、女房ゆるされて、間なくのみとほりありきたまへば、いとどはしたなげなりや。さだすぎぬるをかうばかりにてぞかくろふる。五節恋などもことに思ひたらず、やすらひ、小兵衛などや、その裳の裾、汗衫にまつはれてぞ、小鳥のやうにさへずりおはさうずめる。

ここに「女房ゆるされて」とあるのが、「女房の局へ出入りする」ことを許されて」の意に諸注釈で一様に解されているが、

「女房」を「女房の局」と解するのは不審である。紫式部日記で、寛弘七年正月記事の直前部に次のような記事がある。

渡殿に寝たる夜、戸をたたく人ありと聞けど、おそろしさに、音もせで明かしたるつとめて、

夜もすがら水鶏よりけになくなくぞまきの戸ぐちにたたきわびつる

かへし

ただならじとばかりたたく水鶏ゆゑあけてはいかにくやしからまし

紫式部が土御門殿の「渡殿に寝たる夜」における「戸をたたく人（新勅撰集に拠つて「藤原道長」とする通説に従う）」とのやりとりであるが、道長は自分の屋敷内であつても侍女の局の戸を勝手に開けることはできず、「夜もすがら」「たたきわび」と愁訴する。侍女のプライベートルームたる「局」に於いては、その戸を開けるか否か即ち他者の立ち入りを許すか否かは、「局」を与えられている侍女の判断に委ねられているのである。場所が宮中であつてもそれは変わらない。

紫式部集 七三番

内裏に、くひなの鳴くを、七八日の夕月夜に、

小少將の君

天の戸の月の通ひ路鎖さねども、いかなる方にたたくくひなぞ

「くひな」は、「局」の主に戸を開けてくれと催促している男

の比喩として詠まれており、宮中に於いても「局」の出入りを許すか否かは「局」の主たる女性の権限であつたと知られよう。「高松の小君達」の立ち入りが許可された「女房」とは、「局」の意ではあり得ない。大体、何故「高松の小君達」が「女房」を「間なくのみとほりあり」くのか。それは彼らを惹き付けて止まない「やすらひ、小兵衛など」が「間なく」「女房」に存在するからであるが、「やすらひ、小兵衛など」が「間なく」紫式部の「局」に入り浸っているというのでは奇妙すぎる。「やすらひ、小兵衛など」が「裳」を着用している点を見逃すまい。彼女らの着袈姿は、ここがプライベートルームたる「局」ではなく「勤務詰め所」としての「女房」であること、そして、そこで彼女らが勤務中であること、を示していると思う。「やすらひ、小兵衛など」が「間なく」「女房」に存在するのは、「女房」が彼女らの勤務場所であつたからである。

小右記逸文永観二年八月二七日条

今日有院饗。廳男・女房。藏人所小舎人歟。

「今日、院の饗が行われ、男房と女房への立ち入りが聽された。藏人所小舎人に対してか」の意であるが、「女房」ばかりでなく「男房」に於いても立ち入り許可が必要であつた。

七

さて、「男房の人」という表現がある。

侍中群要 第四 男房人供御盥儀

御手水番、依例装候御手水。女房仰云「女房不候（謂命婦不候）。藏人奉仰、示可供奉人（四位五位六位、合三人也。

但、五位四位中一人不候者、不供。必用上臈一人」（略）

土田直鎮氏が、この記事に触れつつ、「男房」について「天皇の洗面の時、女房がいなければ藏人が四位・五位・六位各一人を指名するとみえているように、平安時代中期以後の記録などに現われ、殿上人を指す語」と述べている如く、ここに出て来る「四位五位六位」は殿上人と考えられるが、しかし、ここで「四位五位六位」に対応する語は「男房」ではなく「男房の人」であることに注意が必要である。「男房の人」という表現から見て、「女房の人」という表現も存在したことは容易に想像されようが、実際、天徳四年三月三十日内裏歌合の「假名日記乙」に次のように用いられている。

内裏女房に歌合のことありけり。（略）女方（女房）の人は御簾のうち、男方（男房）は後涼殿東簀子に、左右と分きて候ふべきに、様（やう）に居敷（ゐしき）など設けてあるにぞついでさせ給うて後に、上達部参り給へり。

「内裏女房に」とは歌合の行われた場所を示す語である。さて、ここに出る「男方」を「をとこがた」と読むと女性達に対する男性達の意になろうが、後に「上達部」に別途言及しているのので、この「男方」は「上達部」を除外した意味で解さねばならず、ここは「なんぼう」と読んで殿上人の意に解す他はない。

故に、「なんぼう」と対比的に用いられている「女方の人」の方は「をんながたのひと」ではなく、「にやうばうのひと」と読むべきで、ここに「女方の人（にやうばうのひと）」という語の使用例を確認し得るのである。

用例数としては「女房」が人物を指して使われる例が圧倒的に多いが、それは「女房の人」を略して「女房」と呼んだものと思われる。

八

朝野群載 卷第五「朝儀 下」「内侍所月奏」項に、「永承二年十一月五日」付けで「女史従五位上安部朝臣長子」によって記された「勸申殿上女房上日夜事」という記録が収められているが、そこには「殿上女房」が列挙されている。少将典侍・源典侍・宰相典侍・小馬掌侍・少将掌侍・侍従内侍・小大輔命婦・宮内命婦・少将命婦と女官名を帯びているものが多くいる。女官でも「殿上女房」とされているのは、女官身分を有したまま「女房」勤務をしているからと思われる。

貞信公記承平元年四月二日条に「女官一人入内」とあるが、これは内侍所勤務の女官二名が「殿上（清涼殿）」で「女房（台盤所）」勤務になったことを言うのであろう。

ただし、加納重文氏が「天皇付き女房は全て官職名を持つている」と言い、吉海直人氏が「上の女房の呼称は厳然たる官職

名であるから、それなりにわかりやすい」と言う点については賛成しがたい。ここに、「宰相御乳母・式部御乳母・式部」という女官名を帯びていない女性も「殿上女房」と位置付けられているからである。「式部」が女官名でないことは、加納重文氏も、紫式部に言及しつつ、「式部」は(略)女性官人としての官職名ではない」と指摘するところである。

禁秘鈔「御膳事」項に

朝餉ハ上臈女房(典侍或召聽色人) 候朝餉南端

とあり、同「女房」項に、

不謂是非、二三位典侍號上臈、着赤青色、候御陪膳也。不

補此等職聽色、大臣女或大臣孫也。孫猶或聽或不聽。

とある。「大臣女」は「三位典侍」の職に補せられることなく「赤青色」着用を「聽」るされて「上臈女房」として帝の「朝餉」に奉仕できる。「大臣」の「孫」はその扱ひを受けないこともある。つまり、「上臈女房」の中に「三位典侍」の職に補せられていない「大臣女」や「大臣孫」即ち女官ではない女性が混じり得るのである。

「天皇付き女房」即ち「女官」と考えてはならない。中宮付き女房などと同様、女官である人も女官でない人も混在し得るのである。

九

以上、

一、女房と女官(狭義)の相違を「階級としての上下の關係」であると主張する説があるが、「女房」を身分の高い宮仕え女性に限定する論は再考すべきで、「女房」と「女官(狭義)」は対立しない概念と思われること、

二、「女房」は「男房」と対比的に用いられ、宮中に於いては「女房」が「清涼殿の台盤所」を指し「男房」が「清涼殿の殿上間」を指して用いられていること、

三、「女房の簡」の存在から、「女房」は勤務に関わる場所と知られ、「女房」は台盤所の如き宮仕え女性の勤務詰め所を本来意味したものであって、宮仕え女性が主家から与えられる居室たる「局」を本来意味したものではないと思われること、

四、人物を「女房」と称するのは、「女房の人」を省略した言い方と思われること、

五、「天皇付き女房」即ち「女官」と考えてはならないこと、などの点を中心に、考えを述べてみた。大方の御批正を冀う次第である。

注

(1) 加納重文氏「女房と女官―紫式部の身分―」(国語と国文学 昭和四七年三月号) 後に、『源氏物語と紫式部 研究の軌跡 資料編』(角川学芸出版 平成十九年七月)に採録されている。

(2) 増田繁夫氏「紫式部伝研究の現在―渡殿の局、女房としての身分・序列・職階―」(源氏物語研究集成第十五卷『源氏物語と紫式部』平成十三年 風間書房 所収)

(3) 川井由美氏「後宮十二司の解体過程」(文学・史学 第9号 聖心女子大学 昭和六二年)

(4) 加納重文氏「平安中期の女房・女官」(源氏物語研究集成第十五卷『源氏物語と紫式部』平成十三年 風間書房 所収)

(5) 和田英松氏著『修訂官職要解』(明治書院 大正十五年)

(6) 国史大辞典 「男房」項 土田直鎮氏担当(吉川弘文館 平成元年九月)

(7) 吉海直人氏著『平安朝の乳母達―源氏物語への階梯』(世界思想社 平成十一年九月)「乳母学への招待」

なお、女房官品は群書類従本を、御堂関白記・貞信公記・小右記・小右記逸文・九曆逸文は大日本古記録本を、権記は史料纂集本を、栄花物語は栄花物語全注釈本を、岷江入楚は国文学注

釈叢書本を、天徳四年内裏歌合は日本古典文学大系『歌合集』を、紫式部日記は新編日本古典文学全集本を、紫式部集は岩波文庫本を、侍中群要は吉川弘文館発行日崎徳衛氏校訂本を、朝野群載は新訂増補国史大系本を、禁秘鈔は新訂増補故実叢書『禁秘鈔考註』を、それぞれテキストとした。また、論中の傍線は全て安藤が付したものである。